

## 決算済事業費の財政融資資金地方資金融通上の取扱いについて

昭和44年5月31日付蔵理第2310号  
最終改正 平成18年3月31日付財理第1349号

標記のことについては、下記のように定めたので、決算済事業費は、融通申請において決算済であることを明らかにした特定のものに限り、財政融資資金地方資金の融通を認めることとなる点に留意のうえ、融資審査にあたって従前以上に適正を期するとともに、これらの趣旨を関係地方公共団体に周知徹底させるよう特段の配慮をされたい。

おって、「継続事業にかかる決算済事業費等の地方債における取扱いについて」（昭和41年5月16日付蔵理第2018号通達）廃止する。

### 記

1. 決算済事業費は次のものを除き、原則として、財政融資資金地方資金の融通対象としない。
  - (1) 施越事業であることを明らかにして起債の同意又は許可(以下「同意等」という。)を受けた補助災害復旧事業費
  - (2) 地方公営企業法の適用を受けている公営企業の事業費で、その財源につき起債の同意等を受けたにもかかわらず、当該同意等を受けた年度の決算において未払金として処理されたもの
2. 以上のほか起債事務手続き上の事情により財政融資資金地方資金を当該資金に係る起債の同意等を受けた年度の歳入に編入することができる期限までに借入れることができなかつた場合等実態に照らし決算済事業費を融通対象とすることがやむを得ないと考えられた場合には、その都度財務省理財局長の指示を受けるものとする。